

## JR 美祢線サポーターズを募集します！！

JR 美祢線利用促進協議会◆1 では、JR 美祢線の利用促進を図る様々な取り組みを実施する中、沿線地域が「美祢線は私たちの鉄道」というマイレール意識をもって一体となって盛り上げていくことが必要と考えています。

この度、新たな取り組みに向けた実証実験を行うに当たり、ご賛同いただける沿線の民間事業者を募集します。

ぜひ一緒に、JR 美祢線を盛り上げましょう！

JR 美祢線利用促進協議会

### ◆1 JR 美祢線利用促進協議会とは

JR 美祢線は平成 22 年の豪雨災害により甚大な被害を受け、一時、不通となりました。その後、復旧が進められ再開した美祢線の利用促進を図るべく、沿線三市（山陽小野田市・長門市・美祢市）の行政・議会・商工会・観光協会等と JR 西日本、山口県が連携し、「JR 美祢線利用促進協議会」を設立。利用促進に向けた様々な取り組みを展開しています。

### 【1 事業の概要】

JR 美祢線を利用された方で、希望者に改札口（厚狭駅、美祢駅、長門市駅）で証明書を発行します。

本取り組みに賛同いただける店舗（ミネサポ◆2）で証明書を提示すると、サービスの提供を受けられる事業で、JR 美祢線沿線商店等の活性化と美祢線の周遊利用の促進を図ります。

### ◆2 ミネサポとは

「JR 美祢線サポーターズ」の略称で、JR 美祢線は私たちの鉄道というマイレール意識を持ち、利用促進事業に賛同、参加いただける民間事業者及び協賛店舗において、特典（サービス）を受けられる JR 美祢線を利用される皆さんの愛称です。

### 【2 ミネサポ店舗の応募要件】

下記の要件に全て適合すること。

- (1) 各種法令を遵守し、事業を行っていること。
- (2) 沿線三市（山陽小野田市、長門市、美祢市）の JR 美祢線主要駅（厚狭駅、美祢駅、長門湯本駅、長門市駅）周辺において事業を営む法人、団体、個人事業主であること（本支店等は問わない。）。
- (3) 趣旨に賛同し、協賛品目・サービス等を指定した期間提供できること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

### 【3 協賛品目・サービス内容】

- (1) 価格や入場料等の割引、商品や記念品、その他サービスの提供など、各店舗等のアイデアを特典として提供するなど、ミネサポが任意で設定できます。
- (2) 協賛品目・サービス等の提供に係る費用は、ミネサポで負担願います。

### 【4 協賛品目・サービス等を受ける方法】

JR 美祢線の有人駅(厚狭駅、美祢駅、長門市駅)改札口において利用証明書を取得いただき、ミネサポにおいて提示することにより、特典を受けられるものとします。

### 【5 募集期間】

令和2年8月19日(水)から令和2年9月16日(水)まで

- ※ 期間後も随時受け付けます(但し、ホームページ掲載は遅れます。ポスターやチラシには掲載することができません。)

### 【6 実施期間】

令和2年10月1日(木)から令和3年2月28日(金)まで

- ※ 本実証実験を踏まえ、令和3年度から本格実施を目指します。

### 【7 応募方法】

ミネサポ登録申請書(様式1)に必要事項を記入の上、下記応募先まで送付または持参してください。

- ※ 商品の提供を伴う場合は、当該商品の画像提供をメールしてください。
- ※ 申請書はホームページ「乗ろうよ!美祢線で検索」からダウンロードできます。

### 【8 ミネサポのメリット】

- (1) 「乗ろうよ!美祢線」ホームページなどのあらゆる媒体を活用し、協賛品目・サービスの内容や事業者名等を掲載します。また、自社ホームページが有る場合は、希望によりリンク掲載が可能です。
- (2) 協議会において制度概要やミネサポ登録事業者をマップ上に可視化した周知ポスターや対象店舗であることを判別できるステッカー等を作成・提供することで、広告宣伝効果を高めます。

### 【9 その他留意事項】

- (1) 本実証実験において知り得た個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守し、適切に管理すること。また、個人情報は本実証実験の検証以外の目的に使用することはできません。
- (2) 協賛品目・サービス等の廃止や変更等があった場合、速やかに事務局へ報告すること。

(3) 利用者からの苦情等に対応しては、真摯に解決に努めること。なお協賛品目・サービスの提供への補償やクレーム対応については、協議会は一切その責めを負いません。

【10 応募・問合せ先】(持込・郵送・メール送信可)

J R美祢線利用促進協議会事務局 美祢市総合政策部地域振興課 〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326-1 TEL 0837-52-1128 FAX0837-53-1959 E-mail <a href="mailto:chiikishinkou@city.mine.lg.jp">chiikishinkou@city.mine.lg.jp</a>
長門市経済観光部産業戦略課 〒759-4192 長門市東深川 1339-2 TEL 0837-23-1138 FAX 0837-22-8458 E-mail <a href="mailto:chiiki.koutsu@city.nagato.lg.jp">chiiki.koutsu@city.nagato.lg.jp</a>
山陽小野田市経済部商工労働課 〒757-8601 山陽小野田市日の出一丁目 1-1 TEL 0836-821150 FAX 0836-83-2604 E-mail <a href="mailto:shoukou@city.sanyo-onoda.lg.jp">shoukou@city.sanyo-onoda.lg.jp</a>